

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

項番	質問項目	質問内容	回答
1	事業計画書	事業計画書中の年間の事業実施計画に「※ここでのいう事業とは、公の施設において市が主催し指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。」と記載されているが、岸和田だんじり会館及び市営駐車場で該当するのはどのような事業でしょうか。	岸和田だんじり会館指定管理者業務仕様書8、企画提案事業が該当します。
2	ネーミングライツ	ネーミングライツで市営駐車場の名前が変更された場合、雑誌や問い合わせの案内の際にすべてその名前を使用しないといけないのでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	清掃	仕様書の清掃業務に市営駐車場と一括で実施とあるが、定期清掃はどこを清掃するのでしょうか。	仕様書6(5)②に記載のとおりです。
4	三館共通券	三館共通券の作成料の負担はどのようにされますか。	指定管理料の消耗品費で負担いただくこととなります。
5	決済手数料	利用料金を速やかに収納することとあるが、電子決済等で月末の入金があった場合、当該月の収納を遅らせることは可能でしょうか。また、電子マネー等の手数料は指定管理料に含まれますか。	QRコード決済分の入場料は1か月の金額が確定後、本市より納付書を発行し、速やかに納めていただきます。 現在契約している決済サービスについては、指定管理者様の負担と考えています。
6	広告宣伝費	積極的にPRを行うことや屋外広告物を設置する場合などが記載されているが、広告宣伝費は指定管理料に含まれているのでしょうか。	指定管理料に広告宣伝費としては積算はしておりません。積極的にPRを行うことについては、岸和田だんじり会館仕様書7.(4)に記載のような例示を参考に事業者様よりご提案いただくことを期待しております。 屋外広告物については、指定管理者様が設置される場合の留意事項を記載しております。
7	指定管理料について	指定管理料は、2施設合算で考えることは可能でしょうか。(費目間流用は可能でしょうか)	基本協定及び各年度協定の案に記載のとおり、各施設ごとに指定管理料を決定するため、2施設間の費用流用は不可です。施設ごとの指定管理料については、修繕料及び企画提案事業に係る経費の他、市と協議の上、流用は可能です。
8	設備	開館当初から使用されている設備や展示がございますが、市の予算で更新される予定はございますか。	現在のところ、予定していません。
9	設備	大型マルチビジョンや3Dの更新は定期的にされる予定はございますか。	市の事業として更新することは、現在のところ、予定していません。
10	展示物	展示物の保管にあたりまして必要な設備は市で予算化されていますか。	していません。
11	納付証明	市税・法人税・消費税及び地方消費税の納付証明書類の期間は何年から何年までの分でしょうか。	これまでの全ての期間において滞納のないことの証明書を添付ください。(直近の完納証明書または納税証明書(その3の3))
12	決済手数料	現在、使用料等の徴収にあたりQRコード決済が導入されていますが、今後、決済にあたり手数料が発生することが想定されます。 その場合、条例記載の使用料等と実際の徴収額に差額が発生することとなりますが、指定管理者には当該決済手数料分の補填義務はないという理解でよろしいでしょうか？ 指定管理者には当該決済手数料分の補填義務はないという理解でよろしいでしょうか？ また、その他決済を可能な限り導入する場合も同様に、手数料分が発生しても補填義務はないという理解でよろしいでしょうか？	入場料及び使用料については、条例記載の金額を市に納付していただきます。 QRコード等電子決済に係る手数料は項番5をご参照ください。

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

13	企画提案事業	<p>企画提案事業・自主事業ともに、イベント企画内容については、アンケートを取るなどして、よりユーザーが求める形にブラッシュアップを重ねていくことが価値の向上につながると思っています。</p> <p>今回の事業提案に記載した内容はどの程度まで変更が可能とお考えでしょうか？</p>	<p>ご質問のとおりアンケート等で利用者の声を聞き、改善することについては問題ありません。企画提案事業については、提案時に年度ごとの計画をご提出いただきますが、年度途中であっても、市との協議により変更いただくことは可能です。</p> <p>自主事業については、提案時の内容をもとに基本協定締結時に詳細を決定した内容については必ず実施いただくこととなります。</p>
14	イベント	<p>だんじり会館が関わったイベントの内容及びスケジュールについてご教示ください</p> <p>また、地元との協力という観点から、市および地元開催イベント等のスケジュールをいただくことは可能でしょうか？</p>	<p>市の主催事業では、毎年4月1日～4月15日に実施する岸和田城周辺でお城まつりに協力いただいております。</p> <p>市の主なイベントは、4月お城まつり、5月市民フェスティバル（実行委員会）、11月もみじまつり、農業まつり</p> <p>地元開催の主なイベント 4月 どんちゃかまつり（岸和田TMO（商工会議所事務局））</p>
15	お土産販売	<p>お土産物の販売について、行政財産の目的外使用に該当すると考えていますか？</p> <p>現状、会館1階で営業している物販は行政財産の使用料を支払っているのでしょうか？</p> <p>支払っている場合、面積と指定管理者に請求している使用料金をご教示ください</p> <p>また、どのような場合が「目的外使用」にあたるとお考えか、事例をお示しください</p>	<p>お土産の販売は、行政財産の目的外使用に該当します。現在の指定管理者にも行政財産の目的外使用料を納付いただいております。</p> <p>令和2年度の1㎡あたりの単価は岸和田だんじり会館仕様書10（1）⑧※印をご参照ください。（現状は、だんじり会館及び市営駐車場の自販機コーナーも含め、39.42㎡。令和2年度実績87,700円）</p> <p>また、目的外使用にあたるかどうかは、条例に定められた設置目的に合致するかどうかで判断いたします。</p>
16	祭礼時の開館時間	<p>だんじりの時期等、通常以外の稼働が想定される日がありますか？</p> <p>また、現状の運営の中で仕様書の会館時間とずれた稼働実績があれば共有ください</p> <p>※早朝に開館した、17時以降に閉館時間をずらした場合など</p>	<p>お見込みのとおり、例年9月と10月は来場者数が増える傾向にあります。条例に定められた通常の入館時間を変更した実績はありませんが、会議室の使用については、だんじり会館仕様書7（8）に地域コミュニティ活動の促進への協力として、祭礼団体に対し閉館時間以降に貸し出した実績や、市の事業への協力として4月のお城まつり期間中の月曜日を臨時会館した実績はあります。</p>
17	人員配置	<p>地域の要望に応じ、会議室を開館時間外に臨時に貸し出すということが発生するのではないかと想定しています。仕様書においては、最低3名配置するよう記載がありますが、上記のようなイレギュラーな場合には必ずしも配置は必須ではないという理解で良いでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおり。案件に応じて必要となる人員を配置してください。</p>
18	人員配置	<p>最低3名は、だんじり会館が通常開館中は繁閑問わず、常時指定場所に人を張り付けておかなければならないという理解で良いでしょうか？</p> <p>例えば、来館者の状況に応じて日常清掃の補助をする、インフォメーションカウンターと2階受付を兼務するといった配置などは可能でしょうか？</p>	<p>開館時間中は、基本的に仕様書に記載の指定場所に最低1名の配置を求めています。</p> <p>配置場所付近の日常清掃の補助は可能ですが、配置場所を2カ所以上兼務することはできません。</p>
19	ボランティアガイド	<p>例えば、ボランティアガイドと協力し、運営に活用するような提案も可能でしょうか？</p>	<p>可能です。</p>
20	来館者数について	<p>来館者のカウント方法（自動・手動？有料部のみ？）をご教示ください</p>	<p>有料部分及び無料部分ともに入館者数は手動で目視によりカウントしております。</p> <p>仕様書別紙に記載の来館者数は、2階有料部分の来館者数となります。</p>
21	支出の推移	<p>「だんじり会館入館者数及び支出経費の推移」の「その他」をより具体的にご教示ください。</p>	<p>だんじり会館のその他は通信費とリース料になります。</p> <p>市営駐車場については、通信費と使用料及び賃借料です。</p>

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

22	修繕料	<p>年々、修繕費の執行額が増加していておりますが、これはなぜでしょうか？</p> <p>執行内容（内訳）と併せてご教示ください。</p> <p>また、令和2年度は400万円強執行されており、貴市積算額と大きく差があります。超過分は市と指定管理者で協議とのことですが、前提として200万円程度に収まるといふ積算根拠を教えてくださいませんか？</p>	<p>経年劣化により、修繕費が増加しているものと認識しております。</p> <p>募集要項6（3）ア①に記載のとおり、年間総額200万円を超える修繕にあたっては市と指定管理者で協議いたします。</p>
23		<p>様式1～6について、フォント・サイズ・ページ数の指定はございますか？</p>	<p>指定はありません。</p>
24	審査基準	<p>審査基準に維持管理業務の点数がありますが、様式のどの部分への記載を想定されていますか？</p>	<p>様式第2号②の内容への記載を想定しています。</p>
25	障害者雇用について	<p>様式第5号の障害者雇用は必須項目でしょうか？</p> <p>例えば、現時点で雇用の予定がない場合には0名で提出することも可能でしょうか？</p>	<p>現状の障害者雇用率制度では、従業員43.5人以上の事業主でなければ必ずしも雇用する必要はないと考えております。したがって現状お示ししている人員配置では0名でも可能と考えます。</p>
26	パンフレット	<p>パンフレットの配架について種類と刊行回数をご教示ください。</p>	<p>現在市で作成している観光マップは3種類ですが、周辺施設のパンフレットやイベント情報のチラシなど随時発生します。</p>
27	PR方法	<p>PRの方法について、市のHPと連携は可能ですか。また、どの程度まで可能ですか？</p>	<p>現在は、市の公式ホームページにリンクを設定し、だんじり会館ホームページを案内しております。</p>
28	だんじり会館HP	<p>既存のだんじり会館のHPの扱いはどうなりますか？</p> <p>継続して運営を行うのでしょうか、もしくは新しいものを用意するののか</p>	<p>既存のだんじり会館ホームページは指定管理者決定後の協議とさせていただきます。</p>
29	だんじり会館HP	<p>既存のだんじり会館HPのPVその他データは収集していますか？</p> <p>また、これらをいただくことは可能でしょうか？</p>	<p>市の公式ホームページのだんじり会館のページに関するPVは資料01のとおりです。</p> <p>だんじり会館HPのPVデータは把握しておりません。</p>
30	パンフレット	<p>既存のパンフレットの作成について、更新等を行う予定がありますか？</p> <p>また、指定管理者側の意見を反映出来ますか？</p>	<p>市の事業としての更新の予定はありません。</p> <p>パンフレットの更新をご提案いただくことは可能です。</p>
31	ボランティアガイド	<p>岸和田ボランティアガイドは岸和田城等でガイドをしていると伺いましたが、当団体は、だんじり会館には関わっているのでしょうか？また、どのような団体か詳細を教えてください。</p>	<p>現指定管理者が調整し、だんじり会館においても土日祝日は岸和田ボランティアガイドに常駐していただき、施設内の展示物の案内をお願いしております。</p> <p>下記ホームページも参照ください。</p> <p><a href="https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kyoudou/volunteer-guide.html">https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kyoudou/volunteer-guide.html</a></p>
32	施設賠償責任保険	<p>施設賠償責任保険への加入について記載がありませんでしたが、市側で包括的に加入されているのでしょうか？</p> <p>指定管理者側で加入する必要がある場合、補償金額等の詳細をご教示ください。</p>	<p>本市においては、基本協定書案第28条に記載している市民総合賠償保険に加入しております。基本協定書案第28条に記載している、施設総合損害賠償保険は指定管理者様に加入いただく保険は、指定管理の日常の施設管理運営に起因する損害に対する保険の加入を想定しております。参考に資料02で本市が加入している市民総合賠償保険の手引きの抜粋をお示しいたします。</p>
33	設備	<p>現状のインターネット、FREEWIFI等の環境をご教示ください。</p> <p>また、設備の整備等は何か予定していますか？</p>	<p>だんじり会館の1階部分のみOsaka Free WiFiを設置しております。</p> <p>現時点では設備の整備等の予定はございません。</p>
34	備品	<p>什器備品リストをご教示ください。</p>	<p>備品台帳については、指定管理者決定後に選定事業者様にお示しさせていただきます。</p>
35	備品	<p>入館時の体温センサー等は備品として用意されているという理解で良いでしょうか？</p>	<p>市の備品ではございませんが引継ぎできるよう協議予定です。</p>
36	アンケート	<p>当施設で頻繁にくるクレームや苦情等がございましたらご教示ください</p> <p>反対に、評価されている点についてもご教示ください</p>	<p>大きなクレームはありません。</p> <p>繁忙期は鳴り物の体験に待ち時間が発生することに意見が寄せられたことがあります。</p> <p>また、子ども向けのミニだんじり製作体験などは好評です。</p>

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

37	AED	AED の設置状況についてご教示ください 指定管理者側で購入の必要等があるのでしょうか？	市の予算で、だんじり会館に1台、AEDを設置しておりますので指定管理者様で購入いただく必要はありません。
38	警備	仕様書4（4）1300千円は6（4）⑥の閉館中の機械警備料との認識でよろしかったでしょうか？	お見込のとおりです。
39	現状の委託契約	現在の委託警備会社及び警備料をご教示ください	指定管理者と再委託事業者との契約内容をご提示できません。指定管理者決定後に現再委託事業について情報提供させていただくことは可能です。
40	現状の委託契約	現在、維持管理等を担当している委託先企業をご教示ください	項番39をご参照ください。
41	設備	自動ドア、空調設備、受電設備の台数・メーカーをご教示ください	自動ドアは施設内に5箇所ございます。 空調設備については資料03でお示しさせていただきます。 だんじり会館の受変電設備の容量については、単相100KVAのトランスが2つ、三相100KVAのトランスが1つで点検しております。
42	清掃	清掃に関し、ガラスの面積をご教示ください	施設内の窓ガラスの合計面積は約71㎡です。
43	警備	「職員による巡回」という記載がありますが、指定管理者が警備業の認定を受けていない場合、警備業法に抵触する恐れが高いと考えております しかし、警備に係る積算を見るに、当該費用は「警備費」で積算はされていないものと推察します 本件は、法令上どのように整理されているでしょうか？警備業法にかかる「巡回・見回り」という整理でしょうか？ 警備業法の適用外とする場合には、仕様書等の記載を変更する必要があるかと存じますがいかがでしょうか？	仕様書に記載の「職員による巡回」は、施設の管理者として利用者の安全を確保するという趣旨であり、警備員による巡回を想定していません。 指定管理料の警備費は機械警備にかかる経費を積算しています。
44		受水槽の詳細（設置年月日や大きさなど）をご教示ください	資料04でお示しさせていただきます。
45	設備	音響設備の詳細をご教示ください	日本ビクター株式会社製配信サーバー機器型式MEDIAEDGE—CSVを本市の予算で設置しております。
46		その他設備（EV・車いすの昇降機・大型マルチビジョン・3Dシアターなど）の詳細（設置年月日・仕様・メーカー・保守点検費等）を教えてください	令和2年度の保守点検費については下記の通りです。 ・昇降設備：1,254千円 ・車いす昇降機：39千円 ・音響映像設備：1,221千円 ・電気設備：339千円 ・消防設備：176千円 ・空調設備：539千円 ・非常放送設備：264千円 ・受水槽：36千円 ・自動ドア：261千円 ・建築基準法12条点検：110千円
47		日常清掃とはどの程度の人員を配置し、いつ（時間帯や階数）行っていますか？ また、業者に発注している場合には、発注先をご教示ください	現状、一日おむね3名程度で開館時間中に全フロア（1階から4階まで）の清掃を実施しています。委託先については、項番39をご参照ください。
48		定期清掃の『屋内清掃』における対象面積をご教示いただきたい。	敷地面積及び延床面積は募集要項2、施設の概要をご参照ください。

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

49	だんじり等の展示物の清掃について、どこまでを指定管理者が担当するか詳細をご教示ください	展示物については、全て対象となります。
50	受電設備はどういう仕様ですか？ 保守点検はどこに発注していますか？ また、どの程度の費用がかかっていますか？	項番41及び46をご参照ください。
51	仕様書4（8）消耗品費2800千円について、種別・年間使用量をご教示ください	消耗品費は、過去4年間の平均実績額から積算しております。
52	日常清掃とは別にトイレを2回／日清掃するとのことですが、日常清掃の範囲にトイレは含まれていないのでしょうか？	トイレの清掃も日常清掃に含むものと考えておりますが、特筆してトイレについては1日の最低の清掃回数を指定させていただきました。
53	現在行っているトイレ清掃のおおむねの時間帯をご教示ください	開館前に1回と2回目以降は汚れに応じて随時行っています。
54	植栽管理について 植栽樹木の種類・本数等をご教示ください	資料05で館外の樹木等の位置をお示しさせていただきます。館内に4つの鉢植えと館外に約30本の樹木等があります。
55	仕様書6（8）に記載の「適切な処理」について、処分費用は市負担なのでしょうか？ もしくは、指定管理料に含まれるのでしょうか？ 含まれるのであれば、実績等（処分量・金額・契約業者）をご教示ください	処分費用も指定管理料に含まれます。
56	自販機に関するごみは、自販機業者が回収するという理解で良いのでしょうか？	お見込のとおり、自販機業者が自販機横にゴミ箱を設置するよう定めており、その設置したゴミ箱のゴミの回収については、自販機業者が回収することとしています。
57	各種点検について、どういった点検を行っているのか、また点検結果についてご教示ください。 点検に際し使用しているもの（例えばチェックリストのようなもの）があればお示しいただければと存じます。	仕様書6（4）⑤、項番41及び46をご参照ください。

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

58		提案金額の経費の詳細を提示してほしい。 (特に、最賃が上昇傾向であること令和3年10月改定分で計算したところ足りないと思われ ますが。)	本市の指定管理料の積算についてご回答させていただきます。 ○だんじり会館 人件費：責任者クラス1名7,000千円、副責任者クラス1名6,000千円、常勤職員2名8,000千 円、アルバイト4ポスト約8,820千円(1千円×315日×7時間) + 常勤職員休暇時アルバイト 約1,010千円(1千円×48日×3名×7時間) = 30,830千円 光熱水費：過去4年の平均実績額より積算 警備：機械警備事業者による見積額より積算 清掃：清掃事業者による見積額より積算 点検：各種点検事業者による見積額より積算 通信費、修繕料、リース料、消耗品費：過去4年の平均実績額より積算 植栽管理：見積額より積算 企画提案事業：過去の類似事業の実績より積算  ○市営駐車場 アルバイト1ポスト2,835千円(1千円×315日×9時間) + 日曜日のみ追加1ポスト432千円 (1千円×48日×9時間) = 3,270千円 光熱水費：過去4年の平均実績額より積算 通信費、修繕料、リース料、消耗品費：過去の実績額より積算
59		職員休暇時補填とは何の費用ですか。	常勤職員が週休2日を取得する際に配置する職員(アルバイト)の人件費です。項番58もご 参照ください。
60	委託契約	設備委託契約一覧を提示してほしい。 (3D・音響・シアター・クイズ・貯水槽・警備他)	項番39及び46をご参照ください。
61	施設賠償責任保険	施設賠償責任保険の範囲を提示してほしい。 (体験型で怪我した場合補償範囲にふくまれているのか。)	項番32をご参照ください。
62		障がい者割引があったが他に割引及び減免はしていますか。	岸和田だんじり会館条例に基づき、実施しております。 また、減免としている証票は本市ホームページのだんじり会館のページをご参照ください。 <a href="https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kishiwada-side/danjiri-kaikan.html">https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kishiwada-side/danjiri-kaikan.html</a>
63		現状の人員配置(シフト表)を提示してほしい。	資料06でお示しさせていただきます。岸和田だんじり会館及び市営駐車場については、現在 岸和田城と3施設一括で指定管理を実施しているため、3施設全体のシフト表となっていま す。(青色で塗りつぶしている箇所が岸和田城の勤務シフトとなっておりますので青色以外 の箇所を参照にしてください)
64		ユニホームに指定はあるのか。(法被)	指定はありません。
65		券売機は新紙幣、QR決済を対応していますか。 (QR決済は別端末であるのであればそれを引き継ぐことになるのか。)	だんじり会館の券売機は新紙幣及びQR決済に対応しておりません。QR決済については、仕 様書7(3)に記載のとおりで、QRコード読み取り方式を採用しています。 市営駐車場については、現在QR決済に対応しておりません。
66		備品台帳を確認したい。	備品台帳については、指定管理者決定後に選定事業者様にお示しさせていただきます。

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

67	提案内容が認められないことがありますか。認められない場合はどうなりますか。	企画提案事業や自主事業については、指定管理者選定後協議となります。内容次第では、一部変更や代替案等を実施いただく場合があります。
68	グッズの販売は自主事業の範囲ですが、だんじりに関連するものでなければダメですか。	岸和田市の観光振興に寄与するものであれば可能です。
69	だんじりクイズの機器が数台設置されていましたが、保守及び点検等されていますか。また、故障した場合修繕は可能ですか。	既にリース契約期間が終了しており、保守契約は結んでおりません。修繕が必要な場合はリスク分担表に基づき対応を決定します。
70	駐車場剪定の範囲を図面で提示してほしい。	項番54をご参照ください。
71	自販機は会館4台・駐車場3台設置されているが今後増える予定があるのか。電気は個別になっていますか。	今後台数が増える予定はありません。電気代については募集要項4【留意事項】①をご確認ください。
72	現在、障がい者雇用を行っていますか	現在、雇用の実績はありません。
73	障がい者雇用は体制等直接雇用するには小規模な団体ではハードルが高いので、福祉施設等と連携することで満たすことは可能ですか。	項番25を参照ください。
74	今後予定されている大規模な修繕計画を提示してほしい。	現時点では大規模な修繕の予定はありません。ただし、施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が随時発生する可能性があります。
75	現時点で修繕が必要なものがあるか提示してほしい。 また、引継ぎ時に修繕されていると考えていてよろしいですか。	今年度中に市において、だんじり会館の非常放送設備の修繕を実施予定です。その他緊急を伴う修繕等には必要に応じ対応します。
76	駐車場は対応できるのであれば無人管理していいのか。また、24時間営業できるのか。	無人管理について協議することは可能です。営業時間は条例に定めがあるため、現時点では24時間営業はできません。
77	市が目指す施策の実現に寄与するためと記されていますが、市内外の利用割合や一般客と学校利用の割合、年齢別等を記した資料開示を希望いたします。	・現在公開できる資料は岸和田市公式ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。 <a href="https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/36/danjirikaikan-nyujyosya.html">https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/36/danjirikaikan-nyujyosya.html</a>
78	サービス向上のため、今までのクレーム内容開示を希望いたします。	大きなクレームはありません。 繁忙期は鳴り物の体験に待ち時間が発生することに意見が寄せられたことがあります。
79	現状運営でのアンケート内容を拝見させていただきたい。	これまでのアンケートでの主な意見としては ・鳴り物体験ができるのはうれしい ・鳴り物体験の時間を延長してほしい ・外国語に対応したほうが良い その他展示内容については賛否それぞれのご意見を頂戴しております。
80	だんじり会館での会議室使用時間は、閉館時間までの使用という認識で宜しいでしょうか。	基本的にはお見込のとおりですが、だんじり会館仕様書6（8）に地域コミュニティ活動の促進に協力することとしており、祭礼団体が閉館時間以降に使用している実績があります。
81	だんじり会館の会議室等での利用者より要望がある場合、お茶や御茶請け等の販売は可能か。	会議室での飲食は基本的にできません。イベント時等にギャラリースペースや他の1階のフロアでの飲食提供については協議させていただきます。
82	他イベントで飲食物の提供を行っても良いのでしょうか。（会議室2部屋）	項番81を参照ください。
83	市営駐車場について、許可申請を出せば近隣ホテル宿泊者の観光バスの駐車泊することは可能でしょうか。	岸和田市営駐車場条例第1条の2等の定めに基づき許可となれば可能です。
84	市営駐車場を機械式（ゲート式）に変更することは可能でしょうか。	可能ですが、導入についての費用は指定管理者様の負担となります。

岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

85	公的な使用（近隣学校等からの申し込みがあった際）での臨時開業を想定した場合での行政財産使用料は発生しないと考えて宜しいですか。またその申請の時期とタイミングについてもお聞かせください。	公的な使用についても、臨時開館については岸和田だんじり会館条例第2条の2の定めによる許可が必要となります。また、使用料については岸和田市公有財産規則の定めによる行政財産の目的外使用について申請が必要となり、許可及び使用料の決定には概ね1か月程度の期間を要します。
86	ゴミの減量に配慮ということですが、貴市においての分別基準に沿った分別ごみ箱を新たに設置するとの認識で宜しいでしょうか。また、ごみ箱の設置個所の位置はどこに考えられているか、貴市の考えをお聞かせください。その分別ごみ箱の設置（購入費用は貴市の負担ということで宜しいでしょうか。）	現在設置しているごみ箱以外で、市で新たに設置の予定はございません。
87	施設管理内での衛生管理や防止対策及び発生時の対応マニュアルは現在も存在すると想定できますが現状のマニュアルを流用することは可能でしょうか。	現状の緊急時対応マニュアル等は現指定管理者において作成されているものであり、指定管理者決定後に参照いただくことは可能ですが、指定管理者様に作成いただく考えです。
88	施設の清掃業務にある床、壁、扉、ガラス、備品、照明器具、衛生機器等について日常清掃を実施について、貴市が必要と思われる其々の清掃頻度をお聞かせください。	現状は各フロア開館前に床、扉、ガラスは1日1回の清掃を実施し、壁、備品、照明器具は適宜清掃を実施しております。なお、状況により日中に清掃が必要になれば随時実施しております。また、コロナ対策として、手すり等の消毒を追加で日中に実施しております。
89	害虫駆除の定期作業は施設管理費に含まれるという認識で宜しいですか。また、その金額詳細もお聞かせください。	だんじり会館及び市営駐車場において害虫駆除の定期作業はありません。
90	人件費の職員とは、市職員ではなく指定管理者の職員という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	だんじり会館の体制は、常勤責任者1名、副責任者1名常勤職員2名アルバイト常設4名、計8名とは常時8名と記されていますが、人ポストは常時8名体制（休憩時を除く）という事でしょうか。	人員配置については、だんじり会館仕様書7（6）に記載の3つのポストを指定しております。その他運営管理については適切な人員配置としており、具体的な指定はありません。
92	市営駐車場2名の配分は早番遅入など、時間をずらすことも可能でしょうか。	可能です。
93	施設管理費に含まれる点検の際、機材の機種・製造年・使用頻度等の詳細事項をご教示ください。	項番41及び46をご参照ください。
94	過去3年間の修繕実績をご教示下さい。	令和2年のだんじり会館の指定管理者の修繕実績は下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動扉取替</li> <li>・受電用引込ケーブル更新</li> <li>・非常照明バッテリー及びランプ</li> <li>・照明器具取替</li> <li>・接地抵抗不具合</li> <li>・排煙装置設備</li> <li>・外灯照明</li> </ul> で約4,300千円です。
95	平日と土日祝日の現業務体制をご教示ください。人数・アルバイトの時間等	項番63をご参照ください。
96	経費の削減（光熱水費）に努める事との記載がありますが、経費と支出された各々の詳細をお聞かせください。	だんじり会館の光熱水費の平成29年度から令和2年度までの平均は6,203千円です。 市営駐車場の光熱水費の平成29年度から令和2年度までの平均は378千円です。



岸和田だんじり会館及び岸和田市営駐車場指定管理者指定申請に関する質問回答

97		ほか指定管理料に含まれる光熱水費5,400千円、清掃・点検10,000千円、警備1,300千円、通信費750千円、修繕費2,000千円、リース費650千円、消耗品費2,800千円、植栽管理1,200千円の具体的な詳細をご教示ください。	項番58を参照ください。
98	産廃費用	産廃処分費についての項目が見当たらないのですが、市の負担という認識で宜しいですか。	市の備品等に起因する産業廃棄物については市の負担で対応します。日常の事業ごみの処分に係る経費は、指定管理料（清掃）に積算しております。
99	人員配置	8名体制となれば、常設4ポスト+職員休暇時補填等983万円（最低賃金を割り込む）となりますが、貴市の考えをお聞かせください。	項番58及び59を参照ください。
100	清掃	床や壁等の浮き、ひび割れ、剥がれ、カビ等の発生がないよう維持とは具体的に施工（修繕）をするという認識でしょうか？ひび割れやはがれ等は清掃をいくらしても防げないように思えますのでご教示ください。	施設の維持管理の中で、可能な範囲で対応いただきますが、施設の老朽化によりひび割れ等が発生する可能性が高いため、発生した場合は速やかに市にご報告いただき、対応について協議します。
101	リース	指定管理期間内にリース契約満了になった場合、同条件で更新は可能でしょうか。	リース物件や、契約内容によって異なると考えられるため、本市では可能かどうか回答できません。
102	リース	また更新した際、リース期間が指定管理期間内に満了しない場合次の指定管理者に自動引継ぎするという認識で宜しいでしょうか。	指定管理料によるリース物件については、基本的に引継ぎいただきます。
103	リース	リース物件は、貴市に帰属されるものとの認識で宜しいでしょうか。	指定管理料によるリース物件については、本市に帰属しませんが、基本的には引き継いでいただきます。
104	企画提案事業	既に行われている企画提案事業の中で、市民に人気がある事業等を今後も引継ぎ行うことは可能でしょうか。	現状企画提案事業を実施している実績はありません。だんじり会館仕様書8（1）の例示と類似の過去の事業と同内容の企画を行うことは可能ですが、実施にあたり必要な関係団体との調整は指定管理者様で改めて実施していただくこととなります。
105	企画提案事業	企画事業に係った経費詳細をご教示ください。	現在、岸和田だんじり会館の指定管理業務の中で、企画提案事業はありませんが、だんじり会館仕様書8（1）の例示と類似の過去の事業は1回あたりの実施額は約300千円です。
106	保険	指定管理業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険として施設総合損害賠償保険がありますが、過去の金額で構いませんのでご教示ください。	現在指定管理者が契約している保険料は年額約20千円です。